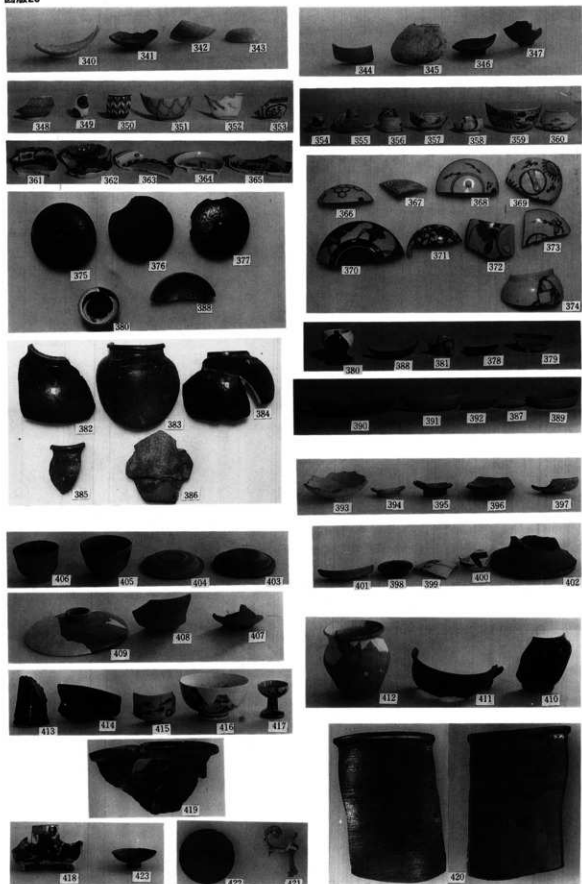
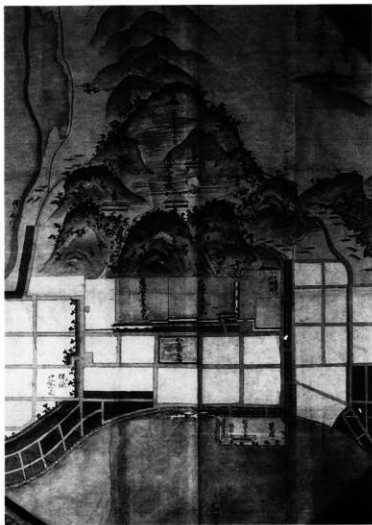


大建内の出土遺物(3)

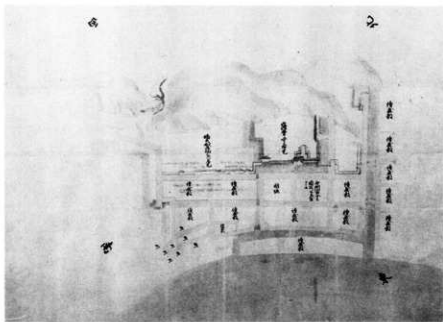
図版26



井戸1の出土遺物・社殿跡の出土遺物・御台所跡の出土遺物



鹿児島城及び町割図(部分)
(鹿児島県立図書館蔵)本丸跡より転載



正徳3年の鹿児島城絵図(東京大学史料編纂所蔵)



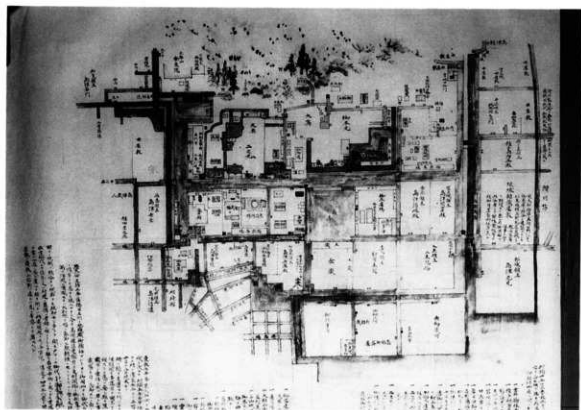
元禄9年鹿見島城絵図(東京大学史料編纂所々蔵)



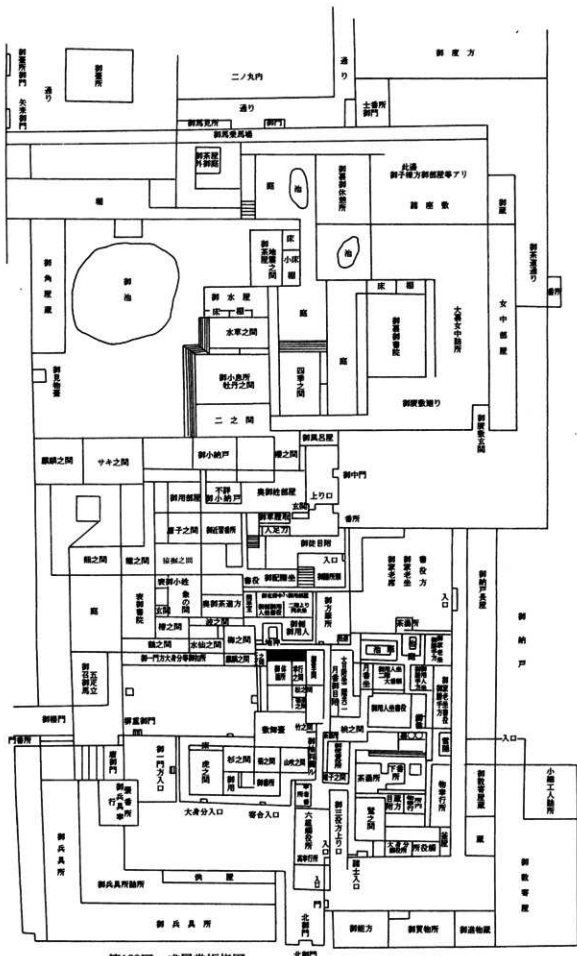
宝暦6年の鹿見島城絵図(東京大学史料編纂所々蔵)



天保年間鹿兒島城下絵図(部分)(鹿兒島美術館蔵)本丸跡より転載



成尾常矩城下絵図(部分)(鹿兒島美術館蔵)本丸跡より転載



第123図 成尾常矩指圖

成尾常矩指圖(西)・通見馬島築業業成館(繪)本丸より転載

あ　と　が　き

発掘調査から13年経って、鹿児島城二之丸跡の遺構編を刊行できた。その間、本丸跡や鹿児島市が調査した二之丸跡が発掘調査され、多くの資料が報告されている。

また、中世城館調査も実施され、城郭の考え方も進歩し、城の把握が広域になっている。

そして、報告書作業にはいる直前に東京大学の資料編纂所から元禄や正徳ならびに宝暦の絵図が発見され、鹿児島城全体の様子が伺えられ、良い資料に会えた結果になった。この資料を教えていただいた五味克夫先生にお礼を申し上げる次第である。

それだけに、報告書作成の作業には全力を注いだつもりである。

しかし、鹿児島城は島津氏の近世の城であるので、学問的領域はまだ奥深く、私どもの力が及ばないことが多々あり本報告書を書き上げても、心に不安が残るばかりである。

よって、本書を御利用していただく方々で、御意見があれば御教授下さることを願う次第である。

最後に、発掘調査から報告書作成に至る間、御指導、御教授していただいた各先生方をはじめ、炎天下、桜島の灰に悩まされた発掘に従事して下さいました方々、土器洗いや、整理作業や、報告書作成に従事して下さいました文化課取蔵庫の方々に深く感謝いたします。

二之丸跡の殿舎とその配置

土田 充 義

昭和52年秋作製の発掘調査に基づく礎石分布図を拝見し、その礎石を線で結び、どのような建造物（殿舎）があったかの推察である。15年以上前のことで大変難しい仕事であり、発掘状況を実見していない私にとって冒険ともいえる危険を包含しながら、一つの試みをした報告である。

礎石や礎石下の根石群は六尺五寸の方眼紙上にうまくのる。それは柱間に六尺五寸を単位にして設計していたことを示す。六尺五寸に一致しない南側は幅五尺三寸程の縁が敷かれていたと考えられる。殿舎は少なくとも三棟建っていた。その他に根石が散在するがどう結びつくの今のところ分からない。

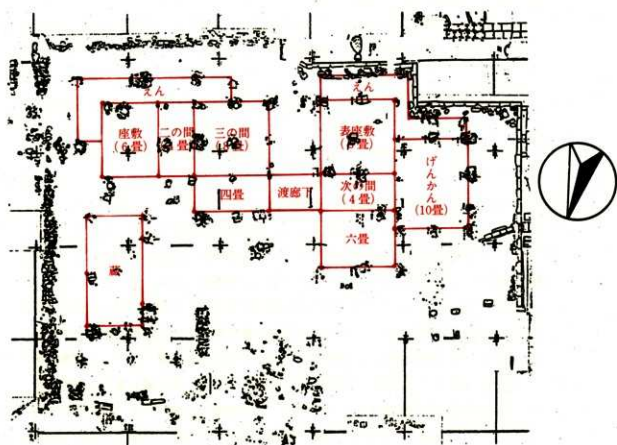
その3棟は玄関及び表座敷のある接客部分と奥座敷のある居住部分、それに蔵である。石段を登って左折すると入口に達し、そこから玄関に入る。玄関は控の間でもあり、なかなか広い10畳の広間である。その奥南側に8畳の表座敷がある。この表座敷には縁が付き東側にトコ(床)・タナ(違棚)を設け客を迎えるにふさわしい造りである。表座敷には次の間(4畳)が付き、その北側に6畳間があり、ここは主人に仕える人々の部屋であろう。玄関の10畳の広間には表座敷と同じく南側に雁行型に縁が付いていた。居住部分の奥座敷とは十尺離れて渡廊下で繋がっていた。その渡廊下は次の間に接続し、奥座敷の方では4畳の部屋に繋がっていた。奥座敷は3室連続し、西から8畳の「三の間」・4畳の「二の間」(次の間)次が最も奥の6畳の座敷になっている。その奥座敷は東側北寄りにトコが付き、その南寄りに縁が付き、縁は折れて南に延びて、「二の間」・「三の間」の半分一直線に付いていた。「三の間」の残り半分の一間にタナがあったかもしれない。奥座敷の北側には一長押高くて帳台といわれる寝室が一般に設けられる。その位置は奥座敷と蔵との間で根石の散乱などはそのためかもしれないがはっきりしない。最後の一棟は蔵で、蔵は正面二〇尺、側面一〇尺で入口十三尺(2間に相当)になっている。それは礎石の位置で、出入口に使うには広すぎるので土台上に柱を建てて一間程の狭さにしていたであろう。

これら3棟は二の丸築造の天和4年(1683)に光久公の意図によって建てられ、その後この場所が庭園となる享保8年(1723)までの50年間使われた。光久公は貞享4年(1687)に隠居し、その隠居所として住んだ。光久公は火難を避けるために祭った霊符堂を奥座敷の縁を下りて、庭を過ぎ直すぐ進ん礼拝していたであろう。

接客部分と居住部分を渡廊下で繋ぐ方法は規模こそ違え本丸の殿舎配置と類似している。また当時の大名屋敷とも類似する(新訂図説日本住宅史 太田博太郎著彰国社 昭和46年)。この光久公の隠居所は梁間2間又は2間半で狭く、それに下屋が付加する程度の小規模でありながら蔵を置くなど一つのまとまりを示していた。

この報告を書くにあたり、「鹿児島城の沿革一関係史料の紹介」(五味克夫執筆)が大いに役

立ったことを記し感謝するしだいである。



殿舎の復元

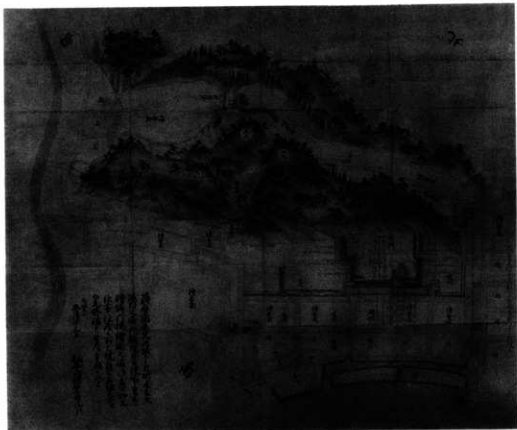
鹿兒島城二之丸跡について

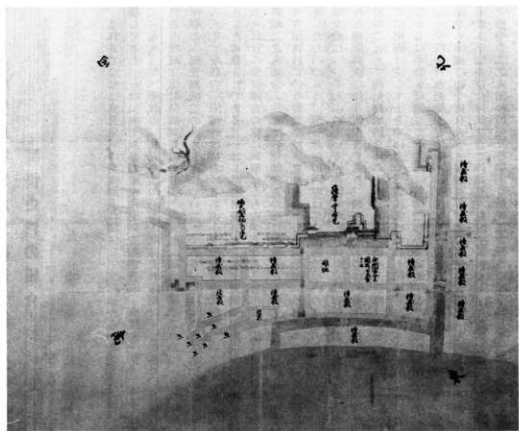
一 関係史料の紹介

五味 克 夫

これまでに私は鹿兒島城の発掘調査に関係して文献面からの考察を報告書に寄稿してきた。一は『鹿兒島県埋蔵文化財調査報告書26 鹿兒島(鶴丸)城本丸跡』(一九八三年)所収の『鹿兒島城の沿革―関係史料の紹介―』であり、二は『鹿兒島市埋蔵文化財発掘調査報告書(5) 鹿兒島(鶴丸)城二之丸跡』(一九八四年)所収の『鹿兒島城二之丸の変遷について』であり、三は『同(8) 名山遺跡』(一九八八年)所収の『旧藩時代における名山小学校敷地の状況について―文献を中心とした考察―』である。一は(県歴史資料センター黎明館建設に伴う)鹿兒島城本丸部分の発掘調査の際に執筆したものであり、二は市立美術館再築に伴う鹿兒島城二之丸部分(一部)の発掘調査の際に執筆したものであり、三は名山小学校体育館建設に伴う鹿兒島城二之丸前部分役屋敷跡(一部)の発掘調査の際に執筆したものである。但し記述の内容は単に発掘地域内のことのみでなく、鹿兒島城全般についてもふれている。今回の報告書は県立図書館新設に先立って実施された発掘調査に伴う報告書であり、調査そのものは一番早く行われたが、何分当初のこととて鹿兒島城跡全体の中でしめる位置や、遺構・遺物のもつ意義についての把握は決して十分ではなく、報告書の公刊も隔の目をみるに至らなかつた。しかるに年数を経過して周辺部(黎明館建設予定地、市立美術館再建予定地、名山小学校体育館新築予定地等)の発掘調査が行なわれ、多くの新知見を得、文献面でも後掲の如く東京大学史料編纂所々蔵の鹿兒島城絵図(元禄九年、正徳三年、宝暦六年図並びに付属文書)の発見、県歴史資料センター黎明館寄託玉里島津家文書中の二之丸図等の発見等により新知識を得たので今にして既得の史料と併せて再考察の機会を与えられたことはむしろ幸運といわねばなるまい。したがって既に言及した事項も少なくなく重複のきらいはあるが、鹿兒島城跡全体の中でとくに県立図書館建設用地内遺跡を念頭において、鹿兒島城二之丸跡について再度関係史料の紹介を中心に記述を進めて行くことにする。

(A) 元禄九年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)





(B) 正徳三年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)



(C) 宝暦六年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)

県立図書館新設用地は鹿児島大学グラウンドであり、その前は第七高等学校グラウンドであった。当然一面の平坦地であり、何の遺構遺物も存在しないかの如くであった。しかし試掘の結果、上水道、排水溝の他、階段、石塀、建物跡をはじめ遺物も多く出土、さらに全面発掘の結果、多数の遺構、遺物が発見されたのである。中でも県歴史資料センター黎明館建設予定地（鹿児島大学医学部、前は文理学部その前は第七高等学校舎所在地）との境となる旧本丸の石垣の下に堀が掘つていた事実の確認は最大の成果であったといえる。当時調査に当たって収集した城下絵図の中に、一、二本丸北側から東側に繞る堀がさらに石垣に仕切られ乍ら南側にも入りこんでいるものがあり、県立図書館の正徳三年（一七〇〇）の城絵図写では南側の堀が曲折して山麓にまで至っているようにうかがえた。しかし多くものは南側の堀を画いておらず最初は半信半疑で、試掘したところ、果して実在する東北の堀と同様のものが発見されたのであった。その後成尾常矩の指図も市立美術館から発見され文献上からも堀の実在が裏付けられたのであった。このことは発掘調査の結果と文献史料合致の例として特筆されよう。

この場合成尾は南側の堀を幕末時の状況を示して本丸の石垣の途中で石疊で止めており、それも発掘調査の結果と一致しているのであるが、前出正徳三年の絵図との矛盾は消えない。当時は同図が後年の写本でそれ程の信憑性のあるものと考えなかつたため、これを以て更に石疊止めの延長線上に堀を確認する作業の必要性を提言するには至らなかつたのである。今年になつて県歴史資料センター黎明館では東京大史料編纂所々蔵の島津家文書中の城絵図等の調査を実施し、いまままで当地では知られていなかった鹿児島城絵図写三點並びに裏文書、添状等の存在を確認、許可を得て写真も撮影することになった。そのうちの一点が比較検討の結果前出県立図書館所蔵の正徳三年の城絵図写の正本(B)と思われるのである。そしてそれによれば、まさに南の堀はさらに西に伸び、曲状となつて山麓にまで達する形で明記されているのである。そして他の二点、一点は元禄九年（一六九四）城絵図写(A)、一点は同内容の宝暦六年（一七二六）の城絵図写(C)であり、堀の記載は共に正徳三年絵図と一致しているのである。ここに南の堀の存在が少なくとも近世中期までは城山々麓に達する形であつた事を文献上からは認めない訳にはいかなかつたのである。ここで右の三點の城絵図並びに付属文書を記述部分を中心に

紹介しておく。

(A)は甲突川左岸の城山及び山麓の城主等の居所、侍屋敷等を記した鹿児島城下図に元禄九年四月の火災で焼失した箇所を表示し説明した絵図であり、左下に「薩摩国鹿児島城下町町屋出火、城内之居所類焼付、従前々有米侯橋・堀・門橋絵図之通御座候、如元作事仕度候、所々焼崩候石垣之分、如元修補申付度奉願候、以上、
元禄九年 五月十三日 松平薩摩守 〆

の書入れがある。裏には
「元禄九年四月廿三日之夜鹿児島火事御城内回祿付、御普請之儀被相伺、御願之通被仰渡候、依之絵図之扣、始終之趣記之、
とあつて罹災の経過と幕府への報告書写、被害状況とその報告書、応急処置とその報告書並びに現状変更許可願と幕府当局の指示、そして絵図を添えての城の修復、絵図作成の事情と細部の記載内容の説明、幕府の許可に対する謝礼言上の手続等を記し、まとめとして
「右者今度鹿児島出火、御城回祿付、公義、被仰上候座書付数、取散、區々有之候、如何敷候、惣、此一紙、堀明候様、存、始終之趣相記候、殊更御国元之様書物等令焼失、以後御城御修覆等之節、見合、罷成候書付、有之間鋪候御者、詳、書記、江戸、一通、御国許、一通、差置候様、御意候付、絵図二枚相調、裏書内案を以記之、一枚者御国元、遺之、一枚者芝御屋敷之内評定所、納置候、元禄二、七年御門、橋之儀、付被伺候節、此度被差出候絵図向後無相違様相調差出可然候、此段能々相心得可罷達候、以後絵図者相通之儀共有之候ハハ、留守居可為懸度之由、加賀守様より其右衛門、堅被仰聞候、相見得候、依之此節、其絵圖を以写調写申儀、候間、向後御音信被付、絵圖被差出候儀有之候ハハ、此絵圖不違様可有心得者也」とあり、そして次に幕府の許可書を掲載する。

薩州鹿児島城下今度出火之節、居所、櫓、門、橋等焼失、石垣所々焼崩候付、右之石垣築直之、櫓、門建之、堀、橋掛之、居所作事被申付度旨、繪圖書付之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、
元禄九年 五月廿三日 戸田山城守 忠昌判

土屋相模守

政直判

阿部豊後守

正武判

大久保加賀守

忠朝判

松平薩摩守殿

そして末尾に

「元禄九年、五月廿八日、林寝丹波」と記されている。林寝丹波は幕府の城修復許可に対して謝礼使を勤めた人物である。

なおその末尾の記載と幕府の許可書との間の余白に朱字で次の挿入書がある。

「先年以來、御城御修復等之節、公義被差出候絵図少々宛相替候所有之候故、向後関連之儀數可有之候矣、後年公義被差出候節者、此以前段々相替候絵図仕旨、正徳元卯八月廿七日、吉貴公被仰出趣有之候付、茲以前段々相替候絵図者、別、片付、此絵図三枚相調、老牧者江戸御家老座被差出候節、御記録所、相調、一枚者御園御家老座被納置候、向後共、公義被差出候絵図之扣者委細之誤書記、江戸御園御家老座御記録所被差置書候、右付仰出之書付別紙一通添置之者也」

正徳二年 九月 島津備前

これによつて(A)は今後の城の修復等の際に、よるべき基礎資料として絵図並びに関係文書を一まとめにして保存活用のため江戸・鹿児島家老座・記録所に留められた三部のうちの一部であることがわかり、恐らくこれはそのうちの記録所の分であろう。

そして右の仰出之書付別紙一通とは左に掲げるものである。

「先年以來御城御修復等之節、御城之絵図公義被差出候扣、御覽被遊候処、少々ツツ相替候、如何様御有之、其節、其通、為相濟儀、社可有之候得共、其誤委細書記無之由候、相替候絵図數々有之候、向後関連儀數可有之と被思召候矣、先年御城回轉以後元禄九年御普請之御願被仰上候節被差出候御城絵図者

御老中様、御覽届御連名御奉書出候、且又其節故大久保加賀守様より此絵図面を向後無相違様、御留守居赤松甚右衛門、堅為仰聞旨、有之由候間、後年絵図被差出候節ハ、右絵図面無相違様可仕候、

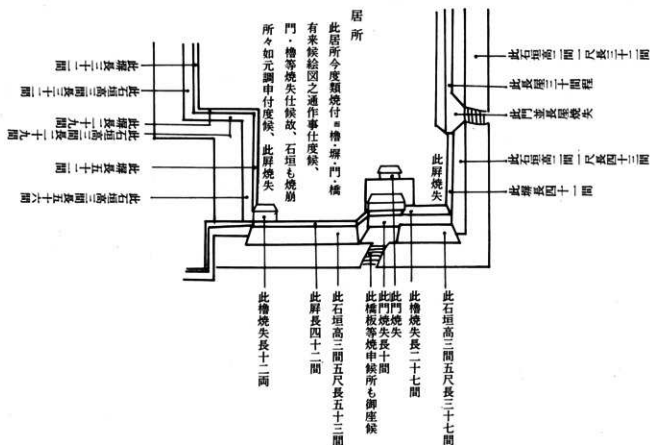
一公義被差差出候絵図扣者、委細之誤を書記、御記録所へ一通り、江戸、御園御家老座ハ一通りツツ、備いたし可差置候、

右者御城内之儀候得ハ、専佐多豊前殿引受、堅固被申付寄之儀候矣、其通相心得、向後紛數儀無之様可被申付置候、比段豊前申達、御家老中承知可仕置旨御意候、以上、

一 正徳二年 卯八月廿七日 島津藩刀

さてこの絵図には城山に登る大手口、岩崎口、新照院口の記載、侍屋敷、本丸、二丸の記載、城下道筋や堀・築地の記載、侍屋敷の焼失、焼残の区別、明地、町等興味深い記載があるが、今回の調査報告書にもっとも関係の深い、居所(本丸)と修理大夫居所(二之丸)とを仕切る堀付近の説明書を略図の上に記して表すことにする。そしてこれを補足修正する絵圖裏書の記述を左に掲出する。二之丸を西丸とよび、絵圖作成のもとも図として「御城堀さらへ之儀被同候節之御同絵圖」とか「石垣ぬけ候節之御同絵圖」が存在したことを知る。

一、絵圖御同山城守様御覽被成、石垣之高何間、長何間、屏、櫓何間、路々絵圖。書記被遊候様、と被仰聞候、間數之儀者、前々御城堀さらへ之儀被同候節之御同絵圖御座候、是、相知申候、其外前々石垣ぬけ候節之御同絵圖扣等、間數御座候得共、御本丸、堅横之間數又ハ西丸之下石垣折曲之間數等者方々今度合割之門より西何十間、東ハ何十間と申訳ハ無御座候、東西九拾間と御座候を御門之左右間數參候、付、夫を以見合、堀さらへ之絵圖、東西九拾間と御座候を御門之左右間數判分相記候、且又西丸之下角矢倉之角より山手を堀さらへ之絵圖、ハ七拾八間有り之、押札、角矢倉之角より連子水之角迄五拾六間、夫より西ハ折候分廿九間、夫より山手ハ廿二間と見得候御座候、石垣ぬけ之絵圖、ハ五拾六間、廿九間、七拾八間と有之候、五拾六間と廿二間、南北七拾八間、候を、内わけ之間數考慮にて、石垣ぬけ之絵圖、ハ山手之分を七拾八間と記違候かと相見得候、御座候之方南北之間數七拾六間にて候得共、西丸之下之惣長七拾八間之分量、候、然其連子水之折入石垣廿九間と御座候得ハ、山手之方ハ是より長、書候故、絵圖之裏裏之通三拾二間、仕候、角矢倉か前々より被差出候絵圖二、外屏なし、石垣之上、建候、御座候、前方ハ成程右之通、有之、絵圖之通よりも櫓櫓構、為



有之由候、依之櫓之所八屏之間數相除候、櫓之間數も時味之上十二間と書記候、被差出候、

以上の記述から現在本丸南西側（黎明館・図書館の境）の石垣は当時五十六間、そこからさらに横にのびて二十九間、さらに北西に曲って山麓まで二十二間で、堀の長さもほぼ同じで存在したことが明らかとなった。これを現状と合せれば、石垣の北（西）端から階段上の台地縁辺部を行幸記念碑付近までのびて石垣があり、そこから北（西）に折れて山麓まで石垣とその前面に堀が存在していたことになる。それらがいつからいつまで存在したのか、いつどのようにして変貌し、現在の状況になったか。必ずしも明確ではない。

(B)は正徳三年、城近辺に火災があり類焼の恐れがあるので、御下屋敷長屋を塀に改め、その前における侍屋敷を移転、火除地として明地とすることの許可を幕府に願った際提出した絵図扣でその経緯は別添の左記覚書で明らかである。

覚

御城絵図老枚

右者正徳三己年御下屋敷長屋を塀。被相直、御下屋敷下土屋敷一流を島火除空地。被召成度旨御願有之、公義に被差出候絵図之扣。而候、先年御城御普請御願之節被差出候絵図者土小路端々迄委細被書出置候、然者少々小路相替候儀迄不被相願候得者、以後絵図面致相違害。候故、右之絵図者於江戸段々被聞召合候上、御城内山道者土小路端々致略被差出相済候、御願之場所をこまかに絵図面相記、端々之儀者不目立程。致略候得者、端々之小路等少々相替候而も伺。不及事候故、右之通被相調候間、向後御城外小路等之儀。付、公義に絵図を以被相伺候節者、此絵図を以相調被差出害。候間、後年無混乱様。可致置候、且亦御城内之儀。付、御願之儀有之節八元祿九年御普請御願之節被差出置候絵図之通、御城内計を相調、小路之儀ハ今度渡置候絵図之通相調害。候間、各奉得其意、御城御普請御願之節被差出置候絵図扣一所。納置、此件儘。可記置候、以上、

正徳五年 十一月十一日 島津備前

御記録方

構図は元禄九年図と同じだが、山城部分の記載と甲突川及びその付近の記載を省略しているのである。理由は変更することもない、又は変更について一々届出する必要もない部分まで圖かれていて繁雑であるのみでなくかえって無用の悶着をおこることを避けようとしたのであろう。そして今後はこの方針で簡略化した絵圖に直接変更する部分を明示貼紙を付してその旨を記載することとしたのである。

嫡子部屋柄之内居室(二、之九)とある門周辺すなわち同図では薩摩守居宅(本九)の前の焼失した侍屋敷跡を「比所当分者開迄。而差置申候」とした他、前の侍屋敷の数の中に「此所。張紙を附、其張紙。此長屋を辨、相直度候間書出申候」、「此朱筋を引通帳表之分。張紙を附、比張紙之分空地。差置申度候間書出申候」と記載しているのである。そして絵圖の裏には正徳三年の模様変更の経緯と同図作成の方針、今後の保存活用について一括記載されているのである。

その終りの部分を掲出しよう。

「一右之次第。此節絵圖面相改差出、御願之通相済候、何方御城絵図被差出候時者、御曲輪之内迄を被書出候、御城外者不被書出候付、御城外要害ならざる所、又者絵圖面無之所者御城主御心次第被改事之由候得共、鹿兒島御城先年御類焼御普請御願之節被書出候絵図者、御城山内又者御城外土屋鋪、柿本寺、新照院より江月川迄大概委被書出候付、此節空地被仰付候所、右之通御内意為被仰上事候、御城外又者要害之地、無之所迄、最前絵圖面之通被書出候候間、後年御城御修補等付、絵圖を以可被候候時者、此絵圖面之通、大概仕立被候所之儀計を其旨趣聞得候程、被書出候、可有之候、右之次第、候故、前々御城回縁之後御伺之時被差出候絵圖最早不被用善候、比段無間遠様委曲可申置候、一前々被差出置候絵図者、御城を居所、書記有之候、飯高一郎兵衛様此節御覧被成、御在所持来などの御書出、粉敷候間居室、記可然旨被仰候故、此節居室、為書出事候、右之件委相記、御自分可渡置旨御意候間、被奉得其意候、此節差遣候一枚之絵圖、一枚者御家老座、一枚者御記録所、儘可被納置候、此同絵圖、件書共写之、江戸御藏、一通納置候、以上、

正徳五年未月

島津備前殿

島津帯刀

(C)は「薩摩国鹿兒島城絵図」の表題がある宝暦六年、幕府御目附役の入国に際して提出するため用意した城絵図の扣で、構図・内容とも元禄九年図とほとんど変わっていない。ただ細部の寸法記載はなく、正徳図で指摘をうけ居所を居室と書改めた箇所は、「又三郎居室」、「嫡子部屋柄之内居室、当分大隅守廳居候」とあり、新たに「南泉院」御宮」が記載され、部屋図で変更を頼んだ侍屋敷の地は「明地」と記載されている。城の石垣・扉等の図は元禄九年図、正徳三年図とも全く同じである。絵圖裏に記されている絵圖作成の経緯、保存取扱いの述書を左に掲げる。

「今般御目附京極兵部様、青山七右エ門様御当国御越、鹿兒島御城絵圖御用付認様之儀致吟味候処、元禄九年五月御城御類焼御普請御願、付、公義、絵圖差出候節者、細密相記、正徳三年三月御下屋鋪御長屋を辨、被相直、南願御役所、土屋鋪為火除空地被作度御之節者、太略相認被差出相済候付、向後御城御修補等付、被相環候節者、正徳三年被差出候絵圖可被相用旨裏書、相見得候得共、此節之儀者細密之絵圖可被差出儀被申談、右年間同度、被差出候絵圖取合、辨御長屋其節、相替り、又者空地、相成、小路割等相替候場所、都、此分之通、絵圖相用被差出、御用相済候、此以後御城御修補等付者、有来通正徳三年之絵圖可被相用事候、何ぞ、付細密之絵圖御用候節者、此節御目付様、被差出置候絵圖面之通無之候者、諸所聞迄、相成善候付、為見合此表絵圖料紙彩色等迄も、被差出候通相調、御家老座、江戸御家老座一枚ツツ被差置、一枚者御記録所、被納置候、到後年右之趣を以無遺失之沙汰可申出候、以上、

宝暦六年、十月

島津主殿

島津主幹

鎌田典膳

高橋縫殿

すなわちこれまで以上に公式に作成された元禄九年図と正徳三年図のうち、後者を模様変更申請の場合用いることと定めたが、今回のような場合、元禄九年図の如き細密図を提出する必要がある。よって両図を合せ、さらに変更分を書き加えて作成

した。そして今後の為に提出したものと同じものを三部作り江戸・国元の家老座と記録所に納め活用と保存をはかることにしたというのである。なお本図作成の契機となつた幕府御目付役の入部並びにその質問への応答、鹿兒島城の概況報告については「通昭録」巻之七、監察使答問抄上」に詳細な記述があり、大変参考になる。以上(A)、(B)、(C)の三種の城絵図について紹介してきたが、用途の相違、年代の推移によつて若干の変更はみられるものの、江戸時代前半の鹿兒島城の規模、形状は一貫して変つていないように思われる。そして城主居館(本丸)の三方に石垣を築き堀をめぐらしていることが明確な点である。今後の課題は幕末の成尾図に明示されている如き、南方の堀が約半分の長さといった段階しかない理由で短縮されたかということの解明であらう。

二

明治初年の二之丸図が二葉ある。一は以前「鹿兒島城二之丸の変遷について」で紹介した鹿兒島大学附属図書館五里文庫所蔵の「旧二之丸図」であるが、二は今回はじめて所在の確認された県歴史資料センター黎明館寄託文書中の「二之丸絵図」であり、同図の発見によつて一図の史料の価値も高まり、単なる敷地図にとどまらず、わずかながら地形、施設等の記載もあり、間数・坪数等が記載されていることから現状との比較も可能であり、旧二之丸敷地内における発掘調査位置の確認、旧状復元の推定等の史料として今後、両々相まって重用されることにならう。

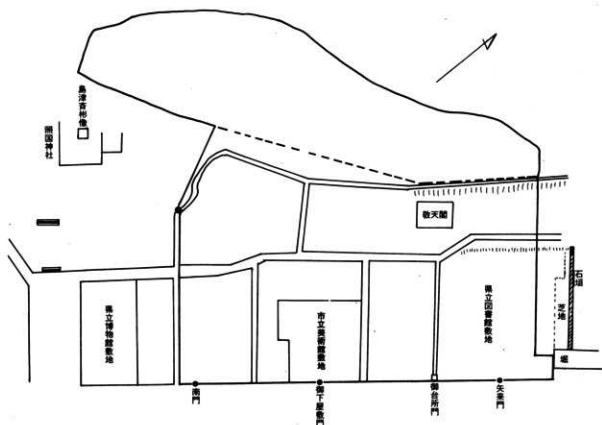
一図には貼札に「鹿兒島城山麓田二之丸 華族島津久光所有地測量図 明治十二年三月測量」とあり、付属書類により県庁の要請で五里島津家が所有地を売却するに際して、岩元基・山田海三が一旦購入し、それを県に売るという手続をとつた時に作成したもので正確な実測図と思われる。二図は年月日の記載はないが、北側境に営所境とあり、南側境に「此所鶴ヶ峯神社地」を除く」とあれば、ほぼ同じ頃の絵図と思われる。その境界の線引や面積の記載からも一図と同一敷地の絵図と考えられる。すなわち一図は「地積老方三千百貳拾五坪但六尺二寸五分、共地積三万零八百六拾坪但六尺二寸、内藍線西北老方壹千八百八拾九坪九合、藍線東南武万九千六百七拾零坪壹合」とあるが、二図には「九惣絵図」として「合屋敷四町三反七畝拾五歩、山込惣合五町三反六畝拾歩」とあり、このうち屋敷面積四町三反七畝十五歩は坪数に換算すれば老方三千百貳拾五坪となり、一・二図共合

致するのである。その他の記載坪数については一致しないが、これは計算範囲の相異によるものと思われ、両図とも同一地域を当時の二之丸の範囲として表示しているとして間違あるまい。

以上の両図に画かれた二之丸の範囲を現在の地図上に示せばおよそ次の如くであり、さらに県立図書館敷地内の発掘調査遺構図と重ね合わせると部分的に石垣、排水溝で合致する箇所も認められる。(矢来門より右側排水溝、左側石垣並びに排水溝、そして現在の県立図書館北西側の県歴史資料センター黎明館駐車場となつている台地境の土手が旧石垣の形状の名残を示している等)

他に今回報告対象の県立図書館敷地の旧藩時代における状況を示唆する図は現在のところ成尾図の右に出るものはない。成尾図は成尾常矩が自ら金山奉行等として勤仕した鹿兒島城内外の様相が廃藩置県後、本丸が鎮台分宮になったこと等と要説して行くのを嘆き、資料と記憶に基き明治六年作図したものを、さらに明治十年(一八七七)西南戦争によつて焼損したものを翌年復原したもので、(A)本丸内の殿舎指図と、(B)城周辺見取図とがある。両図とも関係部分の記載があり、第一・二章に掲出した図と併せて発掘調査による遺構図の分析に益する所大といえよう。

ここで一番問題になるのは矢来御門と御台所御門の位置であらう。とくに矢来御門はなかつたとみられる。(前出「旧藩時代における名山小学校敷地の状況について」掲載「見聞秘記」の図参照)とすれば同門から入つてゆるい階段状遺構を上り、掲載「見聞秘記」の図参照)とすれば同門から入つてゆるい階段状遺構を上り、真々々西北にのびる通路跡は山麓近くまで達して御茶道通り、中門、桜御所に通ずる奥御殿から藩主らが城外へ出入する際の通路に他ならない。通路の側には蔵も建てられ、矢来御門を入つた右側には祠堂が設けられており、その先は外御庭で茶屋等も建てられていた。かつてはこの付近にも二之丸の殿舎があった方もあり、奥には御台所の建物があったことになっているがそこは七高グラウンドの拡張部分、民有地との境界の通路部分にもかかつてはつきりとした遺構は残されていなかった。側溝や暗渠排水路、上水道管等の遺構は縦横に走っていてそれは前出「旧二之丸図」との対比を可能にしたのである。現在のところ御台所御門の位置は図書館南東側通路の国道十号線と接する付近に推定できよう。



さて上記二種の二之丸図によって明らかになつたように本丸と二之丸の境となる石垣・堀はもちろんのこと、堀より二之丸側平均約五間幅の地は二之丸の範囲外となつてゐる。すなわち本来堀付属の地は本丸に所属するのであり、その慣習で明治になつても營所用地とされたのであろう。成尾図でも二之丸から除かれてゐることがわかる。成尾図では二之丸の範囲を限定して外御庭から御台所までを別区画としてゐるが、これらはもちろん広義の二之丸内に含まれるのであろう。明治初年二之丸として線引された地域が広義の二之丸の範囲であり、その中には御台所・旧御下屋敷(新二之丸御殿)が入つてゐるのである。ただ成尾図に画かれてゐる御勘定所・御代官所・宗門方・山奉行所等の諸役座(現在県立博物館敷地)はこの時点では区別されており、二之丸の内には含まれてゐないといふべきであらう。ここに成尾図、二種の旧二之丸図を中心にして他の地下絵図を参考として現在の地図と比較してみた場合、通路等の旧状と現状とがほぼ合致し、基本的に近世の鹿兒島城二之丸の姿がそのまま現在にまで持越されてゐる感じを強く抱くものである。

三

鹿兒島城の築営は慶長六年(一六〇一)着手以来、かなり長期にわたつたことはよく知られてゐるが、家久ははじめ上之山に登つて全体のプランを定め山麓に居館を設計、逐次工事を進めたのであろう。「経兼日記」・「見聞秘記」・「旧記雑録後編」六九所取伊地知重康の「慶長十八年日記」等によつてその経緯をうかがふことができる。当初は山上、山下に施設を構へたのであろうが、山上の城主日置島津家の常久の死、元和元年(一六二五)の一國一城令等の結果、山上には番所を置くにとどめ、専ら山下の居館の整備にとつめたのであろう。その際山麓東北部に堀をめぐらした藩主の居館を、隣接して西南部に世嗣、側室等の居館を石垣をめぐらして構築、その前面、周囲に一族の屋敷、役所等を配置したものと考へられる。前者は通称として本丸とよばれ、後者は二之丸と呼ばれたが、前者が地域的に限られてゐたのに対し、後者は比較的余裕があり、しばしば殿舎の改築移転、施設の変更、範囲の拡張等が行われたやうである。寛永十六年(一六三九)藩主屋敷が古くなり新築の願書が幕府に提出されたが、石垣・堀等については旧状の通り復原することとし、家作はいか程にしても差支えなしといふことであつた。

二之丸の改築については「古記」天和三年(一六八三)十一月二十一日条に「二之御

丸立直り、島津中務殿、島津伊賀殿屋敷、島津帯刀殿本屋敷迄二之御丸一成就」とあり

付、地直り有候事、十二月十七日条に「二之御丸直立直り、大工凡四百余人」とあり

付、同日四日条に「二之御丸御堂終」とあり、この年二之丸殿舎の改築、その

範囲の拡大があつたやうにうかがえる。御台所の史料上の初見は管見によれば寛

永三年(一六八七)三月二十三日の島津久元他一名家老の条書で「御台所万物定」と

あり、文字通り城内台所の諸規式が記されている。しかし御台所の別の機能は

側室女房の居所であり、藩主子女の養育の場でもあつた。延宝三年(一七二五)九月

廿七日付島津忠良、新納久了連署の伊地権左衛門宛書状によれば綱貫側室(吉

貴)の際は「御子ハ男子ニても、女子ニも、御台所へおきまいらせ御そたて可

被成候」とある。旧伝集三には元禄九年(一七〇四)四月廿三日の本丸炎上の際、夜明

御台所内にも少し焼申候」とあり、この時御下屋敷は無事であつたから御台所が

二之丸の中で本丸に比較的近接してゐたことが推測される。なお「御治世年表」

によれば、元禄十七年(一七〇七)正月廿二日、藩主綱貫は花尾権現に参詣出発の際、

「御台所より御出、八ツ半過、御台所へ御入」とあるから罹災後本丸の復旧迄綱

貫は御台所を居所としてゐたのである。そして宝永二年(一七〇五)吉貴が藩主とし

てはじめて入部した際には、なお本丸御殿の作事が未完成であつたため、御下屋

敷に入つたといふ(薩陽藩集一)。本丸の修葺が完成したのは宝永四年(一七〇七)

のことであつた。延享三年(一七九〇)十二月、御台所の後に継豊側室嘉久の家作が

命じられ、翌年完成と共に山下御屋敷と命名されている。(通達歴)御台所の位

置に移動があつたか否か明かたではないが、本丸の御棧門の次が二之丸御門(矢

来御門)で、その次が御台所御門(両口御門)となつてゐるところから少なくとも門

の位置から真直北西の方向にあつたとしてよく、創立期から成尾園に画かれてい

る幕末期に至るまで大きな変化はなかつたと思われる。古来四陀邸と呼称された

その位置は基本的に変化はなかつたであらう。安永二年(一七九七)重豪が聖堂のち

造土館を建設する際、その敷地を「御下屋敷下通六拾五間、一南泉院通四拾

七間余」としてゐると、御下屋敷御門(二之丸御門)の位置からみて改築、

増設等殿舎、庭園等の趣を一新することはあつても敷地についてはほぼ一定して

者二丸に相唱候様被仰付候、

一妙心院様御存生内被成御座候地面を山下御屋敷と申来候得共、山下之名目被相

除、妙地面者二丸一御門。被仰付候、(略)

二丸御門之事 一矢来御門 二御台所御門 御下屋敷御門之事 一

二丸御門 右同裏御門之事 一南御門 御約定所門之事 一御役所御門 陣中門

臨御中門之事 一花園御門

右之通相唱候様被仰付候、尤公辺に御書出等有之節者前々絵図面之通被仰付候

近江

十なわち一は二之丸の呼称を対内的の公称としたこと。二は山下御屋敷を二之

丸の中にとりこんだこと。三は門の名称を変更したことである。とくに二丸御門

の名称を矢来御門に変更し、御下屋敷御門を二丸御門に変更したことは、正式に

二之丸の範囲を定め、その中心部が北東から南西に移動した実情に則したもので

であらう。事実、重豪は天明七年(一七九七)から二之丸殿舎の造営を命じ、翌年京

都御所、二条城の罹災をばばかり中断したものの、寛政二年(一八〇〇)工事を再開、

翌年落成、同四年(一八〇二)移徒の儀を行つてゐる。それは恐らく本丸の殿舎のプ

ランを横して建てられたものであらう。天保年間城下絵図に画かれてゐる形容の

ものに近いと考えられる。この重豪の命で形成された二之丸殿舎を基本に幕末文

武場、馬場、蔵等も設営してゐたのである。最近歴史資料センター黎明館寄

託の玉里文庫の中から当時のものと思はれる二之丸表門並びに屏重門の図が発見

され注目があつた。なお両口御門から御台所御門と改められた所に建てられた

葦園方(成尾園)は寛政四年(一八〇二)十二月の御薬園奉新設に伴うものである

う。終りに今一度図書館敷地内の遺構に限定して関係する史料を補足紹介してお

く。一は第一節で提起した南西御堀の文化七(一七九七)まで埋伏のままであつたこ

とを示す史料の存在である。すなわち同年一月九日、藩主齊興は御棧門前の板橋

が朽損したので石橋にかけかえたいと幕府に願出で許可を求めているが、その際

付属の絵図(続編島津氏世系正統系図)をみる限り既掘の(A)・(B)・(C)園と堀の状況

は要つていないのである。もちろんこれは公式の届け出の場合既定の絵図通り、

しただけのことである。現状を示したものでないとの見方もできるわけではあるが、

一つの参考資料とはなし得よう。何れにしても同堀は江戸時代後期から幕末に至る間にその半ばを埋立てたものと考えられる。(発掘当時その堀を埋立てたと思われる箇所は土質がきわめて軟弱であったと聞いている。)二は矢米御門(二之丸御門)から入って右手に祠堂遺構と思われるものが二ヶ所発見されているが、それを裏付けるものとして藩主の外出、燬館の際の糸路を示す記事がある。「列朝制度」三三(藩法集8鹿兒島藩下所収)に年未詳(天明以前か)、「御国元初て御首途」として、「一櫻之間・二之丸御門 御出 (略) 一外御庭御堂社・御看經所へ御參詣、御盛塩 御神酒上、右舉て、大奥へ御入」とあり、堂社、看經所とあるのに当るかとも思われる。近年、江戸後期、幕末期の薩藩士の記録が逐次刊行されつつある。(たとえば鹿兒島県史料「新納久仰雑講」、鎌田正純日記」等)それらに子細に検討し発掘調査の考古学的成果と照合することによって或は県立図書館敷地内の当時の状況をかなり具体的に推察し得る手懸りが見出せるかもしれない。今後とも関心をもちつづけて文献面からの解明を期したいと念じている。(この項、鹿兒島県立図書館教養講座、昭和五十六年一月「鹿兒島城の変遷について」、鹿大史学二六「鶴丸城二丸御門と御下屋敷御門」参照)

終りに本稿執筆に当り史料の閲覧利用に便宜を与えられた東京大学史料編纂所・鹿兒島大学附属図書館・鹿兒島県歴史資料センター黎明館・鹿兒島県立図書館各位に謝意を表す。

鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(55)

鹿児島城二之丸跡(遺構編)

発行日 平成3年3月30日

発行 鹿児島県教育委員会 〒892 鹿児島市山下町14番50号

印刷 中央印刷株式会社 〒892 鹿児島市春日町12番16号